

専任宅地建物取引士の変更

☆ 事務所所在地が 京都市内の場合 全日事務局へ提出
京都市外の場合 各管轄の土木事務所へ提出

※宅建業者の提出書類

提出部数 正本1部 副本2部 の合計3部です

| 提出用紙 | 様式 | 添付書類 |
|-------------------------|-------------------------|---|
| 宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出書 | 第3号の4 (第一面) (第四面) | <ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(本籍地の市区町村長が発行) ↑外国籍の方は住民票(在留に関する事項・国籍・在留カード等番号が記載されているもの) ・登記されていないことの証明書(本籍の記載不要) ・宅建取引士証の写し(両面) |
| 略歴書 | 添付書類(6) | |
| 従事者異動届 | 第9号 | |
| 専任の宅地建物取引士設置証明書 | 添付書類(3) | |

※ 京都地方法務局の窓口で、成年後見登記に関する証明書の交付が行われています。

郵送による証明書の請求は、従来通り、東京法務局のみの取扱いとなります。

京都地方法務局：京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

※宅地建物取引士の提出書類

提出部数 正本1部 副本1部 の合計2部です

| 提出用紙 | 様式 | 添付書類 |
|---------|-----|------|
| 変更登録申請書 | 第7号 | |

☆入社された方の前勤務先が宅建業者であって、退職の際に届出をされていない場合は、前勤務先の退職証明書が必要です。

☆京都府以外で取引士登録をされている方は、登録先の都道府県に提出してください。

※全日への提出書類

| 提出用紙 | 様式 | 添付書類 |
|------|----|---|
| 変更届 | | 様式第3号の4 および従事者異動届・ 専任の宅地建物取引士設置証明書の写し 宅建取引士証の写し |
| 略歴書 | | 写真貼付 |
| 誓約書 | | |